

平成26年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成26年7月28日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会



## 平成26年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成26年7月28日（月）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 副議長の選挙
  
- 日程第 5 議案第 8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
  
- 日程第 6 認定第 1号 平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
  
- 日程第 7 認定第 2号 平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
  
- 日程第 8 議案第 9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
  
- 日程第 9 議案第 10号 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
  
- 日程第 10 議案第 11号 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

## 会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 10 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）  
まで

## 出席議員（29名）

1 番	山 本 宏 一 君	2 番	松 本 哲 郎 君
3 番	黒 原 章 至 君	4 番	松 本 健 一 君
5 番	中 谷 桂 三 君	6 番	松 本 隆 史 君
7 番	松 下 泰 子 君	8 番	福 田 讓 君
9 番	榎 本 喜 之 君	10 番	松 下 元 君
11 番	上 北 よしえ 君	13 番	梅 下 友 楠 君
14 番	所 順 子 君	16 番	中 谷 智代治 君
17 番	湊 正 剛 君	18 番	中 西 満寿美 君
19 番	清 水 正 巳 君	20 番	上 野 諭 君
21 番	堀 口 晴 生 君	22 番	田 中 昭 彦 君
23 番	小 畑 貞 夫 君	24 番	岡 谷 裕 計 君
25 番	奥 田 誠 君	26 番	岡 本 克 敏 君
27 番	森 本 隆 夫 君	28 番	三 原 勝 利 君
29 番	尾 崎 やよい 君	30 番	久 保 學 君
31 番	沼 谷 美 次 君		

## 欠席議員（1名）

15 番 松 本 典 久 君

## 欠員（1名）

12 番

### 説明のための出席者

広域連合長	田岡実千年君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	奥田貢君		
		事務局次長	
事務局長	高橋久晴君	業務課長	伊都勇次君
		事務取扱	
事務局次長	橋本勝志君	総務課長	一岡真成君
総務課 課長補佐	山澤研一君	業務課 課長補佐	上西敏文君
業務課 課長補佐	北谷寿崇君	業務課 課長補佐	海堀邦光君

### 事務局職員出席者

書記長	森本光	書記	中田真弘
-----	-----	----	------

午後1時00分 開議

○議長 定刻になりました。ただいまから平成26年7月28日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に有田川町の湊正剛君、白浜町の岡谷裕計君、日高川町の小畑貞夫君、海南市の黒原章至君、上富田町の奥田誠君、日高町の清水正巳君が選出されました。

仮議席は、ただ今の御着席の議席と指定いたします。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため、発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 皆様こんにちは。

本日ここに和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また平素は本広域連合の運営に対しまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

私はこのたび県下市町村長の皆様からご支援を受けまして、第5代目の広域連合長に就任いたしました新宮市長の田岡でございます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今後は副連合長の皆様共々、本広域連合の運営に誠心誠意取り組んで参りますので、議員の皆様方の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、皆様ご存じのように、平成20年4月にスタートしたこの制度は、現在に至るまで制度の名称や内容等で色々な論議を呼び、制度廃止に向けて舵をきられた時期もございましたが、政権交代により検討機関である社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、昨年末、政府の閣議で制度の存続が決定されました。

それを受け、本広域連合では、本年2月議会で平成26年度、27年度の保険料率に関する条例の改正並びに本年度予算案を議決いただき、今まさに被保険者の皆様には、そ

れに伴った保険料額の通知がお住いの市町村から届いているところでございます。

なお、国では今後も引き続き、持続可能な医療制度等を構築するため、低所得者の費用負担の軽減、協会けんぽの国庫補助率や高齢者医療の費用負担の在り方などを初めとする様々な検討をすとしており、平成 27 年の通常国会に必要な法律案を提出することを目指し、これに伴って高齢者医療制度の在り方についても必要に応じ見直しに向けた検討を行うとしております。

このため、私ども保険者としては、検討状況を慎重に見守るとともに、全国広域連合長会議等を通じて積極的に意見を出して参りたいと考えておりますので、議員の皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、召集のご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 7 2 条の規定により議長において 7 番松下泰子君、及び 20 番上野諭君を指名します。

次に、日程第 3 「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定をいたしました。

○議長 次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成 26 年 7 月 14 日付、和広第 137 号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成 26 年 2 月 25 日付、和広監第 15 号、同年 3 月 25 日付、和広監第 13 号、同年 4 月 22 日付、和広監第 1 号、同年 5 月 20 日付、和広監第 2 号、同年 7 月 1 日付、和広監第 3 号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4「副議長の選挙」を議題といたします。

ただいま、副議長が欠員となっておりますので、選挙を行いたいと思います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

副議長に、岡谷裕計君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました岡谷裕計君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 異議なしと認めます。

ただいま、指名しました岡谷裕計君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました岡谷裕計君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

岡谷裕計君、登壇願います。

〔副議長 岡谷裕計君 登壇〕

○副議長 ただいま皆さま方のご推挙をいただき、広域連合議会副議長に就くことになりました白浜町の岡谷でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

もとより浅学非才の身でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。皆さま方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長 しばらく休憩いたします。

1時20分まで休憩します。

〔午後1時11分休憩〕



[午後1時20分再開]

○副議長 引き続きまして会議を開きます。

報告します。議長福田讓君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認めます。

よって、この際「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。「議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第108条の規定により、福田讓君の退席を求めます。

辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願、このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成26年7月28日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 福田讓、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 岡谷裕計殿。

○副議長 お諮りします。

福田讓君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認めます。

よって、福田讓君の議長の辞職を許可することに決しました。

福田讓議員入場をお願いいたします。

[8番 福田讓君 入場]

議席の方で。

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、議長に榎本喜之君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、榎本喜之君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました榎本喜之君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました榎本喜之君が議場におられますので、本席から、会議規則第 31 条第 2 項の規定による告知をします。

榎本喜之君、登壇願います。

〔議長 榎本喜之君 登壇〕

○議長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方の推挙によりまして、議長に当選させていただきました紀の川市の榎本でございます。

まだまだ若輩者でございますけれども、皆様方のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長 議長就任のあいさつが終わりました。

それでは、議長、議長席にお着き願います。

○議長 8番、福田譲君。

〔8番 福田譲君 登壇〕

○福田議員 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、2月の定例会におきまして、第8代議長に就任させていただきました。

本日、その職を辞するに当たりまして、改めて議員の各位に心から厚く御礼を申し上げます。私も、これまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として、全力で取り組んでまいりますので、今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。

本当にありがとうございました。

○議長 次に、日程第5、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

当局から、提案理由の説明を求めます。広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 ただいま上程されました議案第8号でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に、3人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定されております。

副広域連合長は、3人のうち、木下善之氏が、本年4月1日で任期満了となり、現在2人となっておりますので、和歌山県市長会の副会長であります、田辺市長の真砂充敏氏を、副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いする次第でございます。

何とぞ、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、選任同意されました真砂副広域連合長が、本日の会議に出席されます。

〔副広域連合長 真砂充敏君 入場〕

真砂副広域連合長からご挨拶の申し出、発言を求められていますので、これを許可します。副広域連合長 真砂充敏君。

〔副広域連合長 真砂充敏君 登壇〕

○副広域連合長 田辺市長の真砂でございます。

議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、副連合長の選任につきまして、ご同意を賜り、誠にありがとうございます。

微力ではございますが、田岡連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑なる運営に、誠心誠意取り組んで参りたいと存じます。

議員の皆さま方におかれましては、今後ともご支援、ご協力のほど、お願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 次に、日程第6、認定第1号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第10、議案第11号「平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」までの5件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 それでは、本定例会にご提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきますが、その前に、一言お祝いを申し上げます。

先程から正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に、紀の川市の榎本議員、そして副議長に、白浜町の岡谷議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。

また、昨年2月から議長を務めていただきました福田議員、昨年7月から副議長を務めていただきました大石議員に対しまして、広域連合並びに、広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、本席をお借りいたしまして、心から厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要を一括してご説明いたします。

まず、認定第1号、第2号につきましては、平成25年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

議案第9号につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員である貴志仁氏の辞任に伴い、新たに川端正展氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願い

するものでございます。

議案第 10 号・議案第 11 号につきましては、平成 26 年度補正予算関係でございます。

一般会計におきまして 387 万 3,000 円、特別会計におきまして 31 億 3,814 万 7,000 円を、それぞれ増額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきまして、事務局長から説明させますので、議員の皆さまにおかれましては、慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長 高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

それでは補足説明をさせていただきます。

認定第 1 号「平成 25 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」、及び、認定第 2 号「平成 25 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定」に関し、一括してご説明申し上げます。

なお、地方自治法第 233 条第 3 項の規定による「監査委員の意見書」を添付するとともに、同法同条第 5 項の規定による「平成 25 年度主要施策の成果等報告書」も併せて提出いたしております。

議案書の 1 ページをお開き願います。

認定第 1 号、「平成 25 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の「平成 25 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書」に沿ってご説明させていただきます。

決算書の 2 ページ・ 3 ページをお開き願います。

歳入におきましては、収入済額 12 億 2,420 万 2,921 円でございます。

4 ページ・ 5 ページをお開き願います。

歳出におきましては、支出済額 12 億 2,032 万 8,199 円でございます。

以下詳細については、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページ・ 7 ページをお開き願います。

歳入でございます。

第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金、収入済額 1 億

6,527万2,000円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金、収入済額578万3,200円は、みなべ町及び上富田町の保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国がその2分の1を負担したものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 民生費県負担金、収入済額578万3,200円は、同じく、みなべ町及び上富田町の保険料不均一賦課に伴う財源補填として、県も、その2分の1を負担したものでございます。

第4款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金、収入済額68万652円は、「後期高齢者医療制度臨時特例基金」の原資運用に伴う利子収入でございます。

第5款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金、収入済額8億7,746万1,703円は、保険料激変緩和措置等の財源として同基金から繰り入れたものでございます。

第2項 その他会計繰入金、第1目 特別会計繰入金、収入済額1億1,756万692円は、特別会計の事務費剰余金を財政調整基金に積立てるために、一般会計に繰り入れたものでございます。

第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、収入済額5,158万7,385円は、平成24年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入、8ページ・9ページをお開き願います。

第1項 預金利子、第1目 預金利子、収入済額3万6,232円は、歳計現金の管理運用に伴う預金利子でございます。

第2項 雑入、第1目 雑入、収入済額3万7,857円は、嘱託職員2名と臨時職員2名にかかる雇用保険料の自己負担分でございます。

以上で歳入を終わりました。歳出の説明に移らせていただきます。

10ページ・11ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、支出済額189万6,043円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、支出済額1億6,556万5,589円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。

主なものとしましては、第1節 報酬409万5,722円、こちらは、療養費等の審査業務を広域連合が自ら行うための嘱託職員報酬等の支出でございます。第3節 職員手当

等 750 万 260 円は、構成市町村から派遣された職員にかかる人件費でございます。

12 ページ・13 ページをお願いします。

第 14 節 使用料及び賃借料 1,537 万 612 円は、職員用の住宅を借り上げました家屋借料、広域連合事務所の借料などでございます。第 19 節 負担金補助及び交付金 1 億 2,735 万 187 円は、本広域連合へ職員を派遣した市町村に対する人件費等の負担金となっております。

14 ページ・15 ページをお開き願います。

第 2 目 公平委員会費、支出済額 3,285 円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。

第 3 目 財政調整基金費、支出済額 1 億 6,299 万 5,077 円は、一般会計と特別会計の事務費に係る歳計剰余金を、財政調整基金へ積立したものでございます。

第 2 項 選挙費、第 1 目 選挙管理委員会費、支出済額 4,380 円は、選挙管理委員会の運営に要した経費で、第 2 目 広域連合議会議員選挙費、支出済額 1,680 円は、広域連合議会議員選挙に要した事務経費でございます。

第 3 項 監査委員費、第 1 目 監査委員費、支出済額 15 万 3,390 円は、監査事務の執行に要した経費でございます。

第 3 款 民生費、第 1 項 老人福祉費、第 1 目 後期高齢者医療費、支出済額 1,224 万 7,052 円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用益の積立、及び、16 ページ・17 ページをお願いします。

保険料不均一賦課に係ります国、県からの負担金を財源とした特別会計への繰出金でございます。

第 4 款 公債費につきましては、支出はございません。

第 5 款 諸支出金、第 1 項 特別会計繰出金、第 1 目 特別会計繰出金、支出済額 8 億 7,746 万 1,703 円は、保険料負担の激変緩和措置実施に伴う財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出したものでございます。

第 6 款 予備費の充用はございません。

18 ページをお開き願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

ただいまご説明をさせていただきました歳入・歳出の結果、実質収支は、387 万 4,722 円の黒字となっております。

それでは、議案書の 2 ページへお戻り願います。

認定第2号、「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書」に沿ってご説明を申し上げます。

決算書20ページ・21ページをお開き願います。

歳入におきましては、収入済額1,323億1,754万3,473円でございます。

22ページ・23ページをお開き願います。

歳出におきましては、支出済額1,292億2,765万9,229円でございます。

以下詳細については、事項別明細書によりご説明申し上げます。

26ページ・27ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金、収入済額210億2,718万3,102円は、構成30市町村からの分賦金でございます。

内訳は、事務費分賦金として4億2,802万196円のほか、保険給付費の財源となるものとしたしましては、市町村において収納した保険料相当分として、保険料等負担金75億3,867万4,175円、公費負担分として、療養給付費負担金104億6,366万2,826円、保険料の減額賦課に伴う財源補填として、保険基盤安定制度負担金25億9,682万5,905円でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金、収入済額318億1,044万426円、第2目 高額医療費負担金、収入済額4億5,350万2,507円は、保険給付費の公費負担分として、国が負担したものでございます。

第2項 国庫補助金、第1目 保健事業費国庫補助金、収入済額661万6,000円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目 特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額1,270万4,039円は、全国の広域連合が共同して行う、著しく高額な医療費の緩和事業への当広域連合の拠出金に対して、国の補助金が交付されたものでございます。

第3目 調整交付金、収入済額122億6,758万7,000円は、広域連合間の被保険者に係る所得格差是正分として、普通調整交付金122億1,451万1,000円、人間ドック助成金等の財源として、特別調整交付金5,307万6,000円をそれぞれ受け入れたものでございます。

第4目 保険者機能強化事業費補助金、収入済額177万4,000円は、後発医薬品の普



及使用促進等の経費に対する交付を受けたものでございます。

第3款 県支出金、28ページ・29ページをお願いいたします。

第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金、収入済額100億3,487万2,187円、第2目 高額医療費負担金、収入済額4億5,350万2,507円は、保険給付費の公費負担分として県が負担したものでございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金、収入済額522億2,179万9,000円は、保険給付費に係る国保及び被用者保険の保険者からの支援分として収納したものでございます。

第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金、収入済額3,102万4,864円は、全国の広域連合が共同して行う、著しく高額な医療費の緩和事業からの交付金でございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金、収入済額99万1,739円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に伴う利子収入でございます。

第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金、収入済額1,156万6,400円は、保険料不均一賦課に係る財源補填として、第2目 その他一般会計繰入金、収入済額8億7,746万1,703円は、低所得者及び被扶養者の保険料負担軽減措置実施に伴う財源補填として、一般会計を通じて、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れたものでございます。

第3目 基金繰入金は、後期高齢者医療給付費準備基金から医療給付費への財源補填でございますが、収支の状況から繰入れに至ってございません。

第8款 繰越金、30ページ・31ページをお開き願います。

第1項 繰越金、第1目 繰越金、収入済額26億4,433万6,764円は、平成24年度からの繰越金でございます。

第9款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金については、収入はございません。

第2目 加算金、収入済額136万8,566円は、療養費等の不正請求にかかる加算金でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子、収入済額819万8,573円は、歳計現金の管理運用に伴う預金利子でございます。

第3項 雑入、第1目 返納金、収入済額2億6,480万9,378円は、保険給付費の請求誤りによる返納金で、第2目 雑入3,360円は、レセプトの写しの郵送料等ござい

ます。

第3目 第三者納付金、収入済額1億8,780万1,358円は、交通事故等、第三者の行為によって生じた保険給付に係る返納金でございます。

以上の結果、1,323億1,754万3,473円を収入してございます。

歳入の説明を終わりました、歳出に移らせていただきます。

32ページ・33ページをお開き願います。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、支出済額25億6,058万4,147円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。

主なものといたしましては、第12節 役務費、支出済額3,724万448円、こちらは、医療費通知の送付や構成30市町村と広域連合を結ぶ専用回線使用料などに要した経費でございます。第13節 委託料、支出済額3億1,256万7,944円は、レセプト点検等、国保連合会への各種業務の委託、電算処理システムの運用にかかる委託料、医療給付支給決定通知等に要した、その他代行業務委託料でございます。第14節 使用料及び賃借料、支出済額5,902万3,500円は、電算機器のリースに要した経費で、第23節 償還金利子及び割引料、支出済額21億4,950万7,956円は国庫支出金等の精算に伴う返還金でございます。

第2項 賦課徴収費、第1目 賦課徴収費、支出済額14万8,765円は、保険料賦課に係る経費でございます。

34ページ・35ページをお開き願います。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費、支出済額1,222億3,407万13円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、薬剤等に要した保険給付でございます。

第2目 療養費、支出済額18億6,876万8,056円は、柔道整復、あんま・マッサージ、鍼灸、補装具等に要した保険給付でございます。

第3目 審査支払手数料、支出済額2億3,200万7,615円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務の国保連合会への手数料でございます。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費、支出済額10億9,000万2,042円は、医療費の支払額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第2目 高額介護合算療養費、支出済額1億4,554万6,970円は、医療費と介護サービス費の支払い合計額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費、支出済額2億8,407万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行ったものでございます。

第4項 その他医療費、第1目 その他医療費、支出済額42万2,498円は、災害等により住宅に損害を受けた被保険者に、一部負担金等の減免を行った経費でございます。

第3款の第1項、第1目 財政安定化基金拠出金、支出済額1億1,627万8,620円は、県に設置する同基金への拠出金でございます。

第4款の第1項、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額3,348万1,855円、及び、36ページ・37ページをお願いします。第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金、8万4,616円は、ともに国保中央会への拠出金でございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費、支出済額1億1,900万6,737円は、健康診査の実施に要した経費でございます。

主なものとしましては、第13節 委託料、支出済額8,941万8,626円、こちらは、健康診査実施医療機関への健診委託料、及び、国保連合会への健診データの管理委託料の支出でございます。第19節 負担金補助及び交付金、支出済額2,955万9,151円は、人間ドック等を実施した市町村への補助金でございます。

第6款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額4億1,941万7,503円は、保険料余剰金と基金の運用益を積み立てたものでございます。

第7款 公債費につきましては、支出はございません。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金、支出済額620万6,900円は、前年度に還付未済となっていた保険料の還付に要した経費でございます。

第2目 償還金については、支出はございません。

第3目 還付加算金、支出済額2,200円は、保険料の還付に伴う加算金でございます。

第2項 一般会計繰出金、38ページ・39ページをお願いいたします。

第1目 一般会計繰出金、支出済額1億1,756万692円は、事務費に係る剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰出したものでございます。

第9款 予備費の充用はございません。

40ページをお開き願います。

ただ今ご説明をさせていただきました歳入、歳出の結果、実質収支は30億8,988万4,244円となっております。

41 ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。

物品につきましては、標準システムに係るバッチ処理サーバー、及び療養費画像処理検索システムでございます。

基金につきましては、「財政調整基金」、「後期高齢者医療制度臨時特例基金」及び「後期高齢者医療給付費準備基金」の3基金を設置してございます。

平成25年度末の現在高は、出納整理期間中の積立を含めまして、財政調整基金が1億6,299万5,077円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が2億2,290万4,029円、後期高齢者医療給付費準備基金が22億2,613万4,392円となっております。以上でございます。

議案第9号につきましては、議案書の5ページをお開き願います。

広域連合の監査委員は、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められ、同条第2項におきまして、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選出すると定められてございます。

このうち、識見を有する者に選任されておりました貴志仁氏が、7月25日をもって監査委員を辞任されましたので、新たに識見を有する者としまして、川端正展氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

6ページをお開き願います。

川端正展氏は、人格高潔で、和歌山市会計管理者、同建設局長など豊富な行政経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。

選任につきまして、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

議案第10号、平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ387万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を20億3,265万5,000円にするものでございます。

補正の款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により、目ごとに説明させていただきます。

12ページをお開き願います。

歳入でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 387万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 52万7,000円の増額は、本年4月1日付人事異動に伴う、職員手当の補正でございます。

第3目 財政調整基金費は、300万円の増額でございます。

これは、地方財政法第7条に基づきまして、前年度歳計剰余金のうち、二分の一をくだらない金額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

第6款、第1項、第1目の予備費は、34万6,000円の増額でございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

議案第11号、平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ31億3,814万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1,347億6,406万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により、目ごとに説明させていただきます。

19ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金 2,818万5,000円の増額は、過年度分の療養費に係る市町村分賦金の精算に伴うものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金 2,007万9,000円の増額は、過年度分の療養費に係る県負担金の清算に伴うものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 30億8,988万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

20ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、29億2,489万2,000円の増額でございます。

これは、前年度の療養費に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金でございます。

第6款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金

積立金は、2億105万2,000円の増額でございます。

こちらは、前年度の保険料に係る歳計剰余金を後期高齢者医療給付費準備基金に積立するものでございます。

第9款、第1項、第1目の予備費は、1,220万3,000円の増額でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっている5件のうち、まず、日程第6、認定第1号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第7、認定第2号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。

それでは、4点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、特別会計の決算において、実質収支額が30億8,988万4,244円の黒字になっております。

こんなに黒字が出るんだったら保険料の引き上げは必要なかったのではないかなと思ったんですが、ところが、主要施策の成果等の報告書の20ページに、この特別会計の、この30億8,988万4,244円の中に、国庫負担金、県費負担金、支払基金交付等の翌年度精算予定額28億7,662万6,117円が含まれているから、これを差し引いた繰越

金が2億1,325万8,127円となりますとあります。この28億余りの、この精算値というか、ここらへんがわかりにくいのでもう一度ご説明をいただきたいと思います。

それから2点目としまして、昨年度の決算の審議のときに健診の受診率が、全国平均が24%になってるのに和歌山県は5%であると、非常に受診率が低いということが問題になったかと思えます。やはり医療給付費を減らすためには早期発見、早期治療ということが非常に大事かと思えます。だから、受診率を引き上げることが大事だと思うんですが、今年の決算を見てみますと6.33%増加したと、このように出ております。そこでこの受診率が増加したのは何か手立てがあったのかどうか。こういうことをお聞きしたいと思えます。

それから3点目に、人間ドックの受診の状況はどのようになっているか。広域連合から助成金が出ている中で、その状況、人間ドックの受診状況の説明をお願いします。

それから最後に、保険料、これ何とかね、どんどん上がっていくのを防いでいかなあかん。そのためには医療給付費を減らしていかなあかんということなんですが、今年度も前年度に比べて19億2,682万3,834円の増となっております。しかし、広域連合では、様々な手立てを取って医療費の適正化を図っておられるということで、このことにつきましても、主要施策の成果等の報告書の2ページから4ページにかけて数字なりが挙げられておりますので、それについて少し質問をさせていただきます。

そこで、何かといいますと、1つは、2ページのところなんですが、この中に、特に第三者行為求償ということが出てあるんですが、このようなことは一体何かということとか、色んな取組をやってこの医療給付費の減額にどのような効果が現れるかということとか、それぞれ具体的に説明をしていただけたらなと思えますが、以上よろしく願います。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長、高橋久晴君。

[事務局長 高橋久晴君 登壇]

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

中西満寿美議員のご質疑にお答えいたします。

大きく分けて4点ございます。

まず1点目、特別会計決算で30億8,988万4,244円の黒字となった理由についてのご質疑でございます。まず、特別会計決算の実質収支額でございますが、30億8,988万4,244円のうち、28億7,662万6,117円は、平成26年度において、国・県・市町村

及び支払基金の負担金等を精算するための返還金となっております。

残りの剰余金の内訳ですが、保険料等負担金の剰余金が2億105万1,670円で、市町村事務費負担金の剰余金が1,220万6,457円でございます。

先ほど質疑の中でご指摘いただきました28億7,662万6,117円の内訳でございますが、これは精算額の合計でございます。その中には市町村療養給付費負担金であるとか、これは市町村の分ですね。県に関しては、療養給付費県費負担金であるとか、かなりの項目がございます。これを数字的にご答弁申し上げるとかなり複雑なことになるかと思っておりますので、それぞれ国、県、市に関する高額医療費であるとか後期高齢者交付金であるとか、その中での精算で返還すべき額となったものの合計となります。

次に、2点目、健康診査受診者数が前年度に比べ6.33%増加したことについてでございます。

この増加の理由といたしましては、各市町村の広報紙に受診案内を掲載していただいたこと、これほとんどの市町村、快く引受いただいて、結構大きめに載っていたんですが、その他、県医師会のご協力によりまして、健診が必要な方については、お医者さんの方から受診を勧めていただくケースがかなり増加していると聞いております。

被保険者の皆様の関心も最近高まってきていることなどが要因と考えております。

なお、平成26年度、今年度からは、前年度まで必要であった申込手続を廃止いたしました。一旦こちらからご案内を申し上げて、返信をしてもらって受診票をお送りしてたんですが、それを廃止いたしまして、被保険者全員に直接受診券をお送りさせていただくことになってございます。より一層の効果が見込まれるものと期待いたしております。

3点目、人間ドックの受診状況でございます。

「人間ドックの受診状況」についてでございますけれども、平成25年度補助金交付実績で、20市町村、1,286の方が受診されてございます。

担当者会議等におきましても、人間ドックの必要性を訴える中で、より受診状況を増加できるようにお願いしております。

次に、「医療費等の適正化の取り組みとその効果」でございます。

「医療費等の適正化の取り組みとその効果」についてでございますけれども、療養給付費の過誤調整は、レセプト点検で、疑いがあったものを再審査請求の結果、減額した金額でございます。平成25年度は約7,347万円の効果がございました。

また、第三者行為求償、これは交通事故によりまして被害を受けられて、その際の診



療費を立て替えている訳ですけれども、立替えた保険者負担額の求償した金額でございます。平成 25 年度は、約 1 億 8,780 万円でございます。

療養費の柔整・はり灸・あん摩等につきましては、平成 23 年度から適正化の取り組みを行ってございます。年々取り組み内容を強化してございます。平成 25 年度の返還請求額は、約 2,064 万円でございます。

また、柔道整復師の支払額は、対前年度比で約 8,062 万円減少し、はり灸・あん摩等の支払額は、約 3,392 万円減少した結果、療養費で約 1 億 1,454 万円の削減効果がございました。

また、ジェネリック医薬品の利用差額通知は、正しい情報を被保険者の皆さまに提供いたしまして、被保険者の選択肢を広げて、より多くの方にジェネリック医薬品をご利用いただくことで、本人負担の軽減や医療保険財政の健全な運営を図るため、年に 2 回実施いたしております。

この効果につきましては、数量ベースで評価いたしますと、調剤分のジェネリック医薬品の割合が、前年度 36.7%から 39.0%に、1 年で 2.3 ポイント上昇していることが確認できます。着実に普及しているものと考えてございます。

今後とも、本広域連合では、保険者としての機能を強化して、医療費等の適正化業務に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。

18 番、中西満寿美君。

○中西議員 はい、それでは 2 番目のことで、これは 25 年度受診率が上がったということですが、全国平均と比べてどのくらいになっているかということと、それから、今年度からは個人別に郵送するというような新しい試みをされているようですけれども、この受診率の向上というのは非常に大事なことで、その他どのようなことをお考えなのか、もしありましたらお知らせいただきたいと思います。

それから 3 点目の人間ドックにつきましては、助成しているところが 20 市町村ということですが、あと残り 10 市町ですか、これはどのようになっているのかということ、もう一度お願いします。

それから 4 点目、確認でございますが、レセプトの再点検で 7,347 万円、交通事故で戻してもらっているんですか、1 億 8,780 万円、療養費で 1 億 1,440 万円、このような効果があったというこの数字もし間違っていたら悪いので確認をお願いします。

それからジェネリックの医薬品の利用を進めていく中で 39%と、2.3%前年度よりも増

えた、これもこの数字これでよろしいのでしょうか。以上よろしくおねがいします。

○議長 当局より答弁願います。

事務局次長、伊都勇次君。

〔事務局次長 伊都勇次君 登壇〕

○事務局次長 中西議員の再質疑にお答えいたします。

2点目の健康診査の全国の受診率はどうなっているかという点でございますが、全国の各広域連合の受診率を単純平均しますと約22%となっております。

人間ドックの30市町村のうち20市町村が実施していて残りの10市町村は、ということでございますが、現在では申請がございません。実施してないものと考えてございます。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

ただいまの人間ドックの件につきまして、人間ドック、市町村が主体的に考えて取り組んでいただいていることでございます。ただ、後期高齢者医療の中でも人間ドックの必要性は、やっていただくのをどんどん進めたいということで、ただ健診内容等、人間ドックの診査内容については若干ばらつきがあったりするので、その点も考えながら今後協議していくということでお答えさせていただきます。

それで、医療費の適正化のところでの数字の確認なんですが、レセプト点検の再審査で平成25年度、約7,347万円、第三者行為求償は平成25年度で約1億8,780万円、はり灸・あんまの適正化の返還請求額が約2,064万円、柔道整復師は、その内訳ですが、約8,062万円減少し、はり灸・あんまの支払額は約3,392万円減少したということと、調剤分のジェネリック医薬品の割合が前年度36.7%であったのが、39%、年間で2.3ポイント上昇しているということでございます。

以上でございます。

○議長 再々質疑ございませんか。

18番、中西満寿美君。

○中西議員 ちょっと質問とは少し離れるかもわかりませんが、感想みたいなものを少し述べさせていただきます。

2025年問題というのが、今大きな問題になっております。2025年に団塊の世代が75歳を迎えるということなんですね。この後期高齢者の構成比っていうか、それも非常に大きく増えるんじゃないか、そして75歳以上の後期高齢者っていうのは本当に病気に

かかりやすいというか、お医者さんにかかる率が高い。例えば、先ほどちょっとお聞きしましたが、国保では一人あたり 30 万、それが後期高齢者の場合は 90 万と 3 倍になっているという様な数字もお聞きをしました。その中で、団塊の世代を迎える、先ほどのお話では、平成 25 年の 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書では、この後期高齢者医療制度っていうのが十分に定着をしていると、こういう様に評価をされたということでございますが、このままの状態では本当に大変なことになるのではないかと心配になってきます。そこで、去年に私が質問をしましたときに、事務局長さんがこのようにお答えをしております。広域連合、全国の協議会がございまして、うちの連合長にもお願いをしたんですが、財源の考え方なんです。国、県からやっぱり後期高齢者に対する認識を深くしていただいて、補助なりを、各地域にあった補助っていうのをしているように要望してまいりました。ということとか、時代の先を見据えた考え方をしていただくように、また、私どももそれを踏まえて料率計算等をやっていくというように心がけてまいりたいと思いますと、このようにご答弁をされております。今、本当にこのことが大事ではないかなと思います。さきほど色々、レセプトであるとか、医療費のいわゆる適正化ですね、これ十分取り組まれて、効果もあげられるということですが、なかなかこれではね、解決ができないんじゃないか。これから 2 年ごとにずっとこの保険料を引き上げていかなあかん、そういうふうなことが迫っているという中で、この後期高齢者医療制度の先を見据えて、どのように、これも考えてるようでございますが、維持をどのようにしていくか、このようなことも、今からあと 10 年ちょっとですから、十分に議論をしていかなあかんのではないかな、このようなことを考えておりますので、質問のところで悪いんですけど、ちょっと感想を述べさせていただきました。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

18 番、中西満寿美君。

○中西議員 それでは、認定第 2 号の平成 25 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

後期高齢者の医療制度というのは75歳以上の人だけを切り離して、別勘定にして、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを高齢者に自覚させる。これが一つの目的だということで、6年前に作られたわけです。

先ほどご挨拶の中にもあったかと思いますが、一旦は廃止するとかいう方向も出ましたけれども、このままで持続していくという方向が現在は出されております。

私はそのことで、この後期高齢者が作られたときに、なんか新聞ですけれども、川柳があったのを覚えてるんですが、それは、「高齢者 死んでください 国の為」という川柳、なにかこんなことがありましたので、それがいよいよ現実のものになってきている。医療費がどんどんどんどん上がっていく、それが、どうしたらそれをくい止められるのかと言ったら、あんまり長生きせんと、はっきり言うたら、早くね、姿を消してほしいという様なことになってくるのではないかなと、こういう様に考えている訳です。しかし日本というのは長寿をみんなで敬う、そういうふうな社会であったはずで、喜寿やら米寿やら白寿やらね、そういうふうな形でそれぞれにみんなでお祝いをしていく。そういうところでしたが、ところが今はもう長生きしたら悪いかなという高齢者の方、こんなことを言う人もいます。ところが今のね、80歳、90歳の方達というのは、今はそんなに収入ありませんけれども、戦争中や戦後、非常に日本が苦しい時代に一所懸命働いて日本の社会を支えてきた、そういう働きをした人が今、80、90、100となっている訳ですから、そういう人たちが本当に生きていてよかったな、長生きしてよかったなと思える、こういう社会になっていかなあかんの違うかなということで、そういうことから反対ということで、一つは保険料の値上げにもとづいた決算であるということです。高齢者の生活実態というのは非常に厳しい。ごく一部の人はね、75歳以上になっても年金以外の収入があるという人がおられますけれども、本当に多くの人は年金以外の収入がない。その年金が去年1%引き下げられました。今年また4月、0.7%引かれるという、また来年も引かれるというね、年金の支給額がどんどん引かれていく中で、反対に後期高齢者医療保険料とか介護保険料とか、どんどんと上がっていく、どんなに暮らしていったらいいんかというようなことをございますので、そういうことから、ひとつは保険料の値上げにもとづいた決算ということで反対をさせていただきます。

それからもう一つは、低所得者の人の保険料を減額するために色んな制度がとられておりますが、ところがこの成果の方を見てもらいますと、なかなかね、ごく少しの人しか、特に天災なんかで被害を受けた方が保険料の減額を認められているという中で、そういうふうなことで、なかなか保険料の減額の制度が機能していないのではないかと、

そういうふうなことと、それからもう一つは、健診、25年度少し上がりましたけれども、全国平均がさきほど22%と言いましたが、それに比べてもまだまだ低いということですので、こういうふうな点からこの決算に反対ということで討論をさせていただきました。

○議長　以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　討論なしと認めます。

よって討論を終結します。

これより、認定第2号を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長　起立多数であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　質疑なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長　起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長　次に、日程第9、議案第10号「平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　これより、議案第 10 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長　起立全員であります。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 10、議案第 11 号「平成 26 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長　起立全員であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第 38 条の規定により、その調整を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。

議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合の発展のため、ご精進くださらんことを御願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○議長 広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、慎重に審議いただき、すべての議案に対しまして、ご賛同いただきましたこと厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後も後期高齢者医療制度の保険者として、国の動向を見据えながら、構成市町村との連携強化を図り、より良い運営を目指してまいりますので、何卒よろしく御願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、改めまして、より一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長 これにて平成26年7月28日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 榎 本 喜 之

署 名 委 員 松 下 泰 子

署 名 委 員 上 野 諭